

東京都公報

発行
東京都

目次

告示

○建築基準法による意見の聴取……………

……………(都市整備局市街地建築部調整課)…一

告示(選)

○瑞穂町長選挙における当選の効力に関する審査申立てについての裁決……………一

公告

○大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要……………

……………(産業労働局商工部地域産業振興課)…四

雑報

○全国自治宝くじの発売……………

……………(全国自治宝くじ事務協議会)…五

告示

●東京都告示第千三百七十号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第四十八条第五項ただし書の規定による許可申請があつたので、同条第十四項の規定により、次のように公開による意見の聴取(以下「公聴会」という。)を行います。

なお、公聴会で意見を述べようとする者は、当該公聴会

の期日の三日前までに、知事に対し、意見の要旨並びに住
所、氏名及び当該公聴会の事由となる処分についての利害
関係を記した書面を提出してください。

平成二十九年九月六日

東京都知事 小 池 百合子

一 公聴会を行う日時 平成二十九年九月十四日(木曜
日)午後二時から

二 公聴会を行う場所 東京都庁第二本庁舎十階 二二一
会議室
新宿区西新宿二丁目八番一号

三 書面の提出先 東京都都市整備局市街地建築部調
整課審査担当(東京都庁第二本庁
舎三階)
新宿区西新宿二丁目八番一号
電話〇三(五三八八)三三二七

四 公聴会を行う理由 次の建築許可をするため

建築主任 千代田区飯田橋三丁目五番一号

所氏名 東京二十三区清掃一部事務組合

建築敷地 練馬区光が丘五丁目二十五番十六ほか

地域地区 第一種住居地域、準防火地域、三十メー
ル第二種高度地区及び光が丘地区地区計画

等 申 請 の 概 要

工事種別 新築

及び用途 ごみ焼却場

敷地面積 約二三、四九二平方メートル

建築面積 約七、八八五平方メートル

延べ面積 約二二、三〇九平方メートル

構造及び 鉄骨鉄筋コンクリート造一部鉄骨造

階数 地上四階地下二階ほか

高さ 二七メートルほか

適用条文 建築基準法第四十八条第五項ただし書

告示(選)

●東京都選挙管理委員会告示第百二十九号

平成二十九年四月二十三日執行の瑞穂町長選挙における
当選の効力に関する審査の申立てについて、次のとおり裁
決したので、公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第二
百十五条の規定により告示する。

平成二十九年九月六日

東京都選挙管理委員会

29選選第268号

裁 決 書

審査申立人 柚木祐美子

上記審査申立人（以下「申立人」という。）から平成29年6月20日に提起された、平成29年4月23日執行の瑞穂町長選挙（以下「本件選挙」という。）における当選の効力に関する審査の申立て（以下「本件審査の申立て」という。）について、東京都選挙管理委員会（以下「当委員会」という。）は審理し、次のとおり裁決する。

主 文

本件審査の申立てのうち、再開票を求める申立てを却下し、その余の申立てを棄却する。

審 査 の 申 立 て の 要 旨

1 審査の申立ての趣旨
本件審査の申立ての趣旨は、申立人が、本件選挙の再開票を求めるものであり、また、本件選挙における当選の効力に関し不服があるとして、平成29年5月8日に瑞穂町選挙管理委員会（以下「町委員会」という。）に対し、異議の申出（以下「本件異議の申出」という。）をしたところ、町委員会は、同年5月29日、本件異議の申出を棄却する旨の決定（以下「原決定」という。）をしたため、原決定を取り消し、本件選挙における当選人杉浦裕之の当選を無効とする裁決を求めるものである。

2 審査の申立ての理由

本件審査の申立ての理由は、概ね次のとおりであると認められる。

(1) 当選人の有効票の中に無効票又は他の候補者の有効票が、当選人以外の全ての候補者の有効票の中に無効票が、又は無効票の中にいずれかの候補者の有効票が含まれている可能性があるとして、町委員会に対し再開票を求めたが、町委員会は開票を適正に遂行したため違法はないと決定した。しかし、町委員会の決定内容は納得できるものではないため、再開票をすることともに、原決定を取り消し、当選人の当選を無効とすることを求める。

(2) 当選人は、事前運動及び選挙運動に写真を活用することを目的に都庁の市町村ヒアリングに参加し、東京都が撮影し瑞穂町に送付された写真を入力し、加工して事前運動及び選挙運動に使用している。これは、瑞穂町役場の関与が疑われるとともに平等性に欠け、公職選挙法（昭和25年法律第100号。以下「公選法」という。）第1条及び第129条に抵触する。

裁 決 の 理 由

当委員会は、本件審査の申立ては形式的要件を備えた適法なものと認め、これを受理し、町委員会からは弁明書及び関係資料の提出を受け、申立人からは反論書の提出を受けるとともに、慎重かつ厳正に審理した。その結果は以下のとおりである。

第1 申立人の主張に対する当委員会の判断

1 当選の効力に関する争訟とは、有効に行われた選挙において、当選人の決定に違法の事由があること、すなわち、決定をした機関の構成若しくはその手続、決定内容、例えば、各候補者の有効得票数の算定、又は、選挙人となり得る資格の有無の認定について違法があることを主張して、当選人と決定された者の当選の効力を争う争訟であり、広く選挙の法規の違反に該当することを理由として、当選の無効を主張する場合を含まないものと解されているところである（同旨・名古屋高等裁判所平成4年12月17日判決、大阪高等裁判所昭和30年9月29日判決、東京高等裁判所昭

和28年2月17日判決など)。
 2 以上の観点から、本件選挙における当選の効力に関する主張について、当選の効力を争う原因に該当するか否か検討する。

(1) 申立ての理由(1)について

申立人は、当選人の有効票の中に無効票又は他の候補者の有効票が、当選人以外の全ての候補者の有効票の中に無効票が、又は無効票の中にいずれかの候補者の有効票が含まれている可能性がある」と主張する。

また、申立人は、本件選挙が開票立会人の初めての経験で不慣れであったため、疑問票がありながら流れのままに開票立会を終了してしまつたと主張する。

しかし、本件選挙の開票の手續が、公選法の規定に基づき適正に執行されていることは開票録等によって確認できるところ、申立人の主張は、それを裏付ける客観的かつ具体的な事実及び証拠はなんら提示していないから、単なる臆測にとどまるというべきである。

したがって、この点について申立人の主張は理由がない。

(2) 申立ての理由(2)について

申立人は、本件選挙における当選人の選挙運動等に対し瑞穂町の関与の疑いがあること及び当該行為が公選法第1条等の規定に違反することを掲げ、当選人の当選を無効とする旨主張している。

しかし、前述1で述べたとおり、公選法第206条に定める当選の効力に関する争訟とは、有効に行われた選挙において、当選人の決定に違法の事由があること、すなわち、決定をした機関の構成若しくはその手續、決定内容、例えば、各候補者の有効得票数の算定、又は、選挙人となり得る資格の有無の認定について違法があることを主張して、当選人と決定された者の当選の効力を争う争訟であるところ、申立人の主張は、当選人の決定に関する違法事由を主張しているものとは認められない。

したがって、この点について、申立人の主張は当選の効力を争う原因ということはできない。

3 その他、申立人は、申立ての理由(1)において、再開票の実施を求めている。

しかし、公選法は、地方公共団体の議会の議員及び長の選挙における選挙の効力及び当選の効力について、不服のある選挙人又は公職の候補者に

選挙管理委員会に対する異議の申出及び審査の申立て並びに高等裁判所に對する訴訟による争訟を認めている(公選法第202条、第203条、第206条及び第207条)が、選挙の効力及び当選の効力を争う以外の争訟は認めていない。

したがって、本件審査の申立てのうち、申立ての理由(1)の再開票を求めることは、公選法に規定のない不適法なものであるから、当委員会の審査の対象にならないものである。

第2 審理の結果

以上のとおり、本件審査の申立てのうち、再開票を求めることは、公選法に規定のない不適法な審査の申立てであるから、公選法第216条第2項において準用する行政不服審査法(平成26年法律第68号)第45条第1項の規定により、却下し、本件選挙における当選を無効とする事由は認められず、原決定を取り消す理由はないから、公選法第216条第2項において準用する行政不服審査法第45条第2項の規定により、棄却することとして、当委員会は、主文のとおり裁決する。

平成29年8月9日

東京都選挙管理委員会
 委員長 宮崎 章

公選法第207条の規定により、この裁決に不服があるときは、当委員会を被告として、この裁決書の交付を受けた日又は公選法第215条の規定による告示の日から30日以内に、東京高等裁判所に訴訟を提起することができる。

公 告

大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要について

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により大規模小売店舗の届出の公告に係る意見を聴取したので、同条第三項の規定により次のとおり意見の概要を公告し、当該意見を縦覧に供する。

平成二十九年九月六日

東京都知事 小 池 百合子

一 店舗名 多摩センター百貨店ビル

二 店舗所在地 多摩市落合一丁目四十六番地一

三 設置者名 新都市センター開発株式会社

四 意見

ア 聴取者 多摩市長

イ 概要 意見なし

ウ 収受日 平成二十九年八月七日

五 縦覧場所

東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)

六 縦覧期間

平成二十九年九月六日から同年十月六日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。

七 縦覧時間

午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

一 店舗名

(仮称)オーケー四つ木店

二 店舗所在地

葛飾区四つ木三丁目九十七番一ほか

三 設置者名

オーケー店舗保有株式会社

四 意見

ア 聴取者 葛飾区長

イ 概要 意見なし

ウ 収受日 平成二十九年八月十日

五 縦覧場所

東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)

六 縦覧期間

平成二十九年九月六日から同年十月六日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。

七 縦覧時間

午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

雑 報

全国自治宝くじ事務協議会告示第二百九号
当せん金付証券を次のとおり発売する。
平成二十九年九月六日

全国都道府県知事の名において
全国自治宝くじ事務協議会

会長 東京都知事 小池 百合子

第七百二十八回全国自治宝くじ

一 名称 受託銀行等の名称及び所在地
株式会社みずほ銀行 千代田区大手町一丁目五番五号
二 発売の数及び総額 一億枚 三百億円
三 発売の数及び総額 (三十億円を一単位(一ユニット)として十単位(十ユニット)。)
一枚三百円

四 証券金額 開封式
五 証券型式 開封式
六 発売期間 平成二十九年十月十一日から同月三十一日まで
七 抽せん期日 平成二十九年十一月九日
八 当せん金支払開始期日 平成二十九年十一月十四日
九 当せん金の額及び当せんの数

等 級	当せん金	当せん本数
一等	三億円	一本
一等の前後賞	一億円	二本
一等の組違い賞	十万円	九十九本
二等	十万円	二本
三等	百万円	十本
四等	三千万円	十本
五等	三千万円	百万本
ハロウィン賞	一万円	三万本

計 百十三万百十四本

備考

一等の当せん金の額については、当せん金付証券法(昭和二十三年法律第百四十四号)第五条第二項ただし書に基づく総務大臣の指定を受けている。
当せん本数は、発売額三十億円に対するものである。

十 注意事項

(一) 発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。
(二) 証券は、転売できない。

全国自治宝くじ事務協議会告示第二百十号
当せん金付証券を次のとおり発売する。
平成二十九年九月六日

全国都道府県知事の名において
全国自治宝くじ事務協議会

会長 東京都知事 小池 百合子

第七百二十九回全国自治宝くじ

一 名称 受託銀行等の名称及び所在地
株式会社みずほ銀行 千代田区大手町一丁目五番五号
二 発売の数及び総額 四千万枚 百二十億円
三 発売の数及び総額 (三十億円を一単位(一ユニット)として四単位(四ユニット)。)
一枚三百円

四 証券金額 開封式
五 証券型式 開封式
六 発売期間 平成二十九年十月十一日から同月三十一日まで
七 抽せん期日 平成二十九年十一月九日
八 当せん金支払開始期日 平成二十九年十一月十四日
九 当せん金の額及び当せんの数

等 級	当せん金	当せん本数
一等	三千万円	十本
一等の前後賞	一千万円	二十本
二等	五十万円	百本
三等	一万円	三万本
四等	三千万円	十万本
五等	三千万円	百万本

計 百十三万百三十本

備考

当せん本数は、発売額三十億円に対するものである。
十 注意事項
(一) 発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。
(二) 証券は、転売できない。

発行
 東京都
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一
 号(代)

郵便番号
 163-8001

定価

本号
 一箇月 三〇円
 六、六〇〇円
 (郵送料を含む)

印刷所

勝美印刷株式会社
 東京都文京区白山一丁目十三番七号
 電話 〇三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号
 113-0001